

誓 約 書

令和 年 月 日

久留米広域市町村圏事務組合長あて

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、久留米広域市町村圏事務組合が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴組合が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、誓約内容確認のため、貴組合が必要に応じ本誓約書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾いたします。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

2. 私は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。

(3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。

(6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若し

くは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

3. 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

4. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

(1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。

(2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。

(3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。

(4) 契約の履行をしないこと。

(5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と久留米広域市町村圏事務組合に認められること。

(6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。

(7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。

(8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

5. 私は、貴組合の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴組合の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴組合に対し一切異議、苦情などは申しません。